

印西市第2次基本計画策定支援業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、印西市第2次基本計画策定支援業務委託（以下「本業務」という。）の受託候補者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託を予定している業務

(1) 業務名

印西市第2次基本計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「印西市第2次基本計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで

（令和6年度から令和7年度までの2か年度継続事業）

(4) 委託料上限額

委託料の上限額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）は次のとおりとする。

令和6年度	令和7年度	総額
11,671,000円	12,595,000円	24,266,000円

提案に際しては、年度ごとに、この上限額の範囲内で提案額を提示すること。なお、提案額の提示に当たっては、消費税の税率を 10% で積算するものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、法人その他の団体（個人での応募は不可）であって、次の全ての要件を満たす者とする。

(1) 本プロポーザルの公告の日において、令和6・7年度印西市競争入札参加資格者名簿の委託部門の調査・計画：地域計画又は調査・計画：その他に登載されている者のうち、印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成27年告示第69号）に基づく指名停止措置を、本プロポーザルの公告の日から契約締結までの間、受けていない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者のほか、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、本プロポーザルの公告の前日6か月以内に手形、小切手を不渡りした者及び会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者及び印西市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年告示第95号）の別表

に規定する措置要件に該当する者は参加することができない。

- (3) 過去 10 年間に於いて、地方公共団体において基本計画等の策定支援業務を直接受注した実績を有する者であること。
- (4) 本プロポーザルの公告の日において、基本計画等の策定支援業務に直接携わった実績を有する者を本業務を受託した際の業務責任者又は主担当者として選任し、本市との打合せに派遣すること。なお、業務責任者又は主担当者は、本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで原則として変更できないものとするが、市が本業務の目的を達成することが困難であると判断した場合には、事前に市と協議のうえ担当者の交代を行うものとする。

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとする。

	内容	期日・期間等
1	公告日	令和6年4月15日（月）
2	質問受付期間	令和6年4月15日（月）～4月22日（月）17時まで
3	質問回答予定日	令和6年4月24日（水）
4	参加申請書等受付期間	令和6年4月15日（月）～4月30日（火）17時まで
5	参加資格確認結果及び一次審査結果通知予定日	令和6年5月8日（水）
6	企画提案書等受付期間	令和6年5月8日（水）～5月22日（水）17時まで
7	二次審査日 （プレゼンテーション）	令和6年5月30日（木）
8	二次審査結果通知	令和6年6月上旬頃
9	契約締結	令和6年6月上旬頃

※スケジュールについては、都合により変更となる場合がある。その場合は、本市ホームページにおいて告知する。

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、以下のとおりとする。なお、受付期間以外に提出された場合、指定の方法によらない場合又は明らかに参加資格を満たさないと認められる場合は、質問には回答しない。

(1) 質問の提出方法

質問がある場合は、「別紙 質問書」に質問事項を記載の上、電子メールで「14 担当事務局」に記載の電子メールアドレスに送付するとともに、電話による着信確認をすること。

(2) 受付期間

令和6年4月15日（月）から令和6年4月22日（月）17時まで

(3) 回答方法

質問及び回答は、令和6年4月24日（水）（予定）に本市ホームページ上にて

公開する。なお、質問が無かった場合もその旨を示すので必ず確認すること。

6 参加申請の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類（参加資格確認及び一次審査用）

① 参加申請書（様式1）

② 企業概要（様式2）

ISMS またはプライバシーマークを取得している場合は、その認定を証する書類の写しを添付すること。なお、ISMS の場合は、本業務を担当する部門等（以下「担当部門」という。）が含まれていれば、その認証の単位は問わないが、必要に応じて担当部門が含まれていることがわかる組織図等を添付すること。（企業等の全体で取得している場合は、組織図等は不要とする。）

③ 受注実績表（様式3）

「3 参加資格」の（3）に規定する業務の受注実績を、県内自治体（千葉県含む）の実績を優先して10件まで記載し、記載した全件について受注を確認できる書類（契約書の表面等の写し※）を添付すること。

※契約書の件名で業務内容が確認しがたい場合は、必要に応じて仕様書等を添付すること。

④ 業務実施体制表（様式4）

本業務の取組体制（業務責任者、主担当者及び担当者（以下「担当者等」という。）の配置予定、人数、役割、実績等）を記載すること。記載した担当者等については、原則として業務完了まで変更を認めないものの、3（4）の記載により変更した場合、変更後の業務実施体制について提出すること。また、主担当者又は担当者がこれまでに作成した基本計画等の成果物を最低2種類提出すること。

(2) 受付期間

令和6年4月15日（月）から令和6年4月30日（火）17時まで
（郵送の場合は必着）

(3) 提出方法

「14 担当事務局」まで持参又は郵送（簡易書留に限る。）とする。

(4) 提出部数等

提出書類①～④の順序で製本し、インデックスを付け A4 ファイルで提出すること。

また、ファイルの表紙には「印西市第2次基本計画策定支援業務委託」、「参加申請書」及び企業名称を、背表紙には「参加申請書」及び企業名称を表示すること。

正本1部（代表者印押印のもの）

副本12部（正本の写し）

7 参加資格確認及び一次審査（書類審査）

提出された参加申請書等により、参加資格確認及び一次審査（書類審査）を行う。なお、参加申請者が5者以上の場合は、原則として一次審査の上位4位までを選定するが、4位が同点の場合は、業務実施体制の点数の高い者を上位者とする。

(1) 審査方法

一次審査については、事務局審査とし、「別添1 審査基準」に基づき審査する。

(2) 結果通知

審査結果については、令和6年5月8日（水）に全ての参加申請者に対し、参加申請書記載の電子メールアドレス宛に電子メールにて通知する。

(3) その他

審査の経緯や審査内容に関しての質疑及び審査結果に対する異議は受け付けない。

8 企画提案書の提出

参加資格確認及び一次審査により二次審査の参加を認められた者は、本プロポーザルに関する企画提案書等を、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類（二次審査用）

- ① 企画提案書（様式5）
- ② 企画提案内容（様式任意）

企画提案内容については、以下の項目に留意して作成すること。

ア) 提案は原則として一案とするが、部分的に複数案提示することは認める。

イ) 仕様書等を踏まえ、「別添1 審査基準」の「二次審査」の項目順に記載すること。

ウ) A4縦版とし、両面印刷で20ページ以内、文字サイズは12ポイント以上(図表、画像を除く)、左右に20mm以上の余白を設定し、ページ番号を付すること。なお、やむを得ない事由によりA4サイズに収まらない場合は、A3サイズを使用することとし、片面横折り込みとする。

- ③ 業務スケジュール案（様式任意）
- ④ 見積書（様式任意）

「2(4) 委託料上限額」を踏まえ、A4縦版とし、税込み金額で年度ごとの提案額及び2か年の総提案額を明示すること。また、単価や人工等の積算の内訳を項目ごとに記載すること。

(2) 受付期間

令和6年5月8日（水）から令和6年5月22日（水）17時まで
（郵送の場合は必着）

(3) 提出方法

「14 担当事務局」まで持参又は郵送（簡易書留に限る。）とする。

(4) 提出部数等

提出書類①～④の順序で製本し、インデックスを付けA4ファイルで提出すること。また、ファイルの表紙には「印西市第2次基本計画策定支援業務委託」、

「企画提案書」及び企業名称を、背表紙には「企画提案書」及び企業名称を表示すること。

正本 1 部（代表者印押印のもの）

副本 1 2 部（正本の写し）

CD-R 1 枚（PDF形式で保存したもの）

（5）参加辞退

二次審査の参加を認められた者で、企画提案書等の提出を行わない者は、辞退届（様式 6）を令和 6 年 5 月 22 日（水）17 時までに持参又は郵送（必着）にて提出すること。

9 二次審査（プレゼンテーション）

提出された企画提案書等により、二次審査（プレゼンテーション）を行う。

（1）日時（予定）

令和 6 年 5 月 30 日（木）

実施日時については、令和 6 年 5 月 27 日（月）に、メールにて通知する。

なお、順番は企画提案書提出順とするが、同着の場合は、くじ引きとする。

（2）場所

印西市役所別館 1 階農業委員会会議室（予定）

※控室は会議棟 2 階 2 0 2 会議室とする。（予定）

（3）1 者当たりの所要時間

・準備 5 分

・企画提案プレゼンテーション 2 0 分

・企画提案に対する質疑等 1 5 分程度

（4）内容説明

企画提案書等に基づく説明を行うこと。なお、説明者は本業務に直接係わる者とし、受託した際の業務責任者は必ず出席すること。

（5）参加人数

業務責任者を含め 5 名以内とする。

（6）その他

パソコン等の電子機器を利用する場合は、事前に「1 4 担当事務局」に連絡すること。この場合、プロジェクター及びスクリーンは当市で用意し、パソコン等のその他の機器は提案者が持参すること。

なお、プレゼンテーションは企画提案書に基づき実施し、資料の追加や差し替えは認めない。

1 0 受託候補者の選定

庁内に設置する印西市第 2 次基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）による企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を経て、受託候補者を選定する。

(1) 選定基準

委員会において「別添1 審査基準」に基づき二次審査の評価を行い、一次審査及び二次審査の合計点で、最高点を得た者を受託候補者として選定する。なお、「別添1 審査基準」に記載の最低基準点を超えない提案者は失格とする。

(2) 結果通知

結果については、令和6年6月上旬頃に、全ての参加申請者に対し、書面にて通知する。

(3) 提出者が1者の場合

提出者が1者の場合でも、原則として二次審査（プレゼンテーション）を行い、委員会がその企画提案書等について、本実施要領や仕様書等を満たすと判断した場合は、その1者を受託候補者として選定する。

(4) 合計点が同点の場合

合計点が同点となった場合は、次の順序で上位者を決定する。

- ① 二次審査の評価が高い者
- ② 価格評価が高い者
- ③ ①②のいずれも同点の場合は委員会の合議による。

(5) その他

審査の経緯や審査内容に関する質疑及び審査結果に対する異議は受け付けない。

1.1 契約の締結

受託候補者として選定された者と契約締結の協議を行う。原則として企画提案書等に記載した内容や、審査で説明、質疑に対して回答した内容は、本業務の仕様として位置付けるものとする。ただし、本業務の目的を達成するため、受託候補者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。また、見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。なお、協議が不調となった場合は、次点候補者と協議を行うものとする。

1.2 失格事項

次の各号に該当した場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領に定める参加資格の要件等を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の内容が仕様書等で定める業務等や最低基準点を満たさない場合
- (5) 提案額が委託料上限額を超えている場合や内訳が示されていない場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) その他著しく信義に反する行為等、失格にすべき行為があった場合

1 3 その他

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、特別な事情がない限り、再提出等を認めない。
- (4) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類の著作権は、提案者に帰属するが、印西市情報公開条例（平成12年条例第24号）の規定に従い、開示請求の対象となることに留意すること。また、不開示情報として印西市情報公開条例第7条第3号のア又はイに該当する部分がある場合は、提案書の末尾等にその箇所を記載すること。（記載例：印西市情報公開条例第7条第3号イに該当するものとして提案書5頁から7頁の全部。）
- (5) 本実施要領に定めのない事項及び疑義のある事項については、委員会で協議の上、定めるものとする。

1 4 担当事務局

印西市役所 企画財政部 企画政策課 企画係

担当：大浦、平木、阿部

〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2

電 話：0476-33-4414

メール：kikakuka@city.inzai.chiba.jp